

青森県報

第三千二百二十六号

平成二十二年
四月十九日
(月曜日)

目次

訓 令

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

(市 興町 課村) …… 一

告 示

道路の区域の変更
道路の供用の開始
都市計画の変更

(道 路 課) …… 一
(同) …… 二
(都 市 計 画 課) …… 二

公 告

建設業者の許可の取消し

(下 北 地 域 局) …… 二

公 安 委 員 会

警備員指導教育責任者講習 (新規取得講習) の実施
警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施

(生 活 安 全 課) …… 三
(企 画) …… 三
(同) …… 四

訓 令

青森県訓令甲第二十三号

各 出 先 機 関
行 中 一 般

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程 (平成二十一年五月青森県訓令甲第二十一号) の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十一年度青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金交付要綱 (平成二十一年四月十六日制定) に基づく補助金に係る青森県補助金の交付に関する規則 (昭和四十五年三月青森県規則第十号) 及び同要綱の施行に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 平成二十一年度青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金交付要綱 (平成二十一年四月十六日制定) に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則 (昭和四十五年三月青森県規則第十号) 及び同要綱の施行に関すること。

二 平成二十二年青森県創意と工夫が光る元気なおもりづくり支援事業費補助金交付要綱 (平成二十二年四月七日制定) に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則及び同要綱の施行に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第百九十九号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年五月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	青森環状野内線	青森市大字細越字栄山五の一七から 青森市大字細越字栄山一八六まで 青森市大字細越字繁り一九一の一から 青森市大字荒川字品川一六五の一まで 青森市大字細越字栄山五の一七から 青森市大字細越字栄山一八六まで 青森市大字安田字若松七八から 青森市大字荒川字品川一六五の一まで	前 前 後 後	七・三〇・〇〇メートルから 七・〇〇メートルまで 三・〇〇・〇〇メートルから 三・二〇・二〇メートルまで 七・三〇・四〇メートルから 七・〇〇メートルまで 八・四〇メートルから 七・五〇メートルまで	一、七九三・五〇メートル 一、六八〇・一〇メートル 一、七九三・五〇メートル 一、九四一・〇〇メートル	

青森県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年五月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 青森環状野内線	青森市大字安田字若松七八から 青森市大字荒川字品川一六一の一まで	平成三・四・一〇

青森県告示第三百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三沢都市

計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び三沢市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社グリーンキーパー
- 二 代表者の氏名 外崎 精亮
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市昭和町二四の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二) 第六 一二四号
- 五 取消年月日 平成二十二年三月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号)に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第一号。以下「講習規則」という。)(第二條の規定により公示する。

平成二十二年四月十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

- 一 講習の区分
法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
平成二十二年六月七日(月)から同年六月十四日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

三十人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)(の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十三條第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一條第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者
- 5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 六 受講申込みの手續
 - 1 受講申込みの受付期間等
 - (一) 受付期間
平成二十二年五月十日(月)から同年五月十四日(金)までの間
 - (二) 受付時間
午前九時から午後五時までの間
 - (三) 受付の締め切り
受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

（一）五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

（二）五の2に該当する者は、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

（三）五の3に該当する者は、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

（四）五の4に該当する者は、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

（五）五の5に該当する者は、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部長生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十一号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）（第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）（第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十二年四月十九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十二年六月十日（木）から同年六月十四日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

四人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）（第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に

係るものに限る。()に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。) 第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十二年五月十一日(火) から同年五月十四日(金) までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。)一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該

当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(二) 五の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し

(五) 五の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一 内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭